

平成28年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成28年9月5日(月)午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総務部門理事 兼 総務課長	近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長	堀口 善友
総合政策課長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人権同和対策課長	大星 義博
上下水道課長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会 計 管 理 者 職 務 代 理	吉村 良昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	富士 青美	書記	成瀬 博
----------	-------	----	------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会 期 の 決 定
- 第 3 委 員 長 報 告
- 第 4 監 査 結 果 の 報 告
- 第 5 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について）
- 第 6 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について）
- 第 7 議案第 1 号：安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 2 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 3 号：安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 10 議案第 4 号：安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 5 号：安堵町介護保険運営協議会設置条例の制定について
- 第 12 議案第 6 号：西和衛生試験センター組合の解散について
- 第 13 議案第 7 号：西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について
- 第 14 議案第 8 号：平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について
- 第 15 議案第 9 号：平成 28 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について
- 第 16 認定第 1 号：平成 27 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 2 号：平成 27 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 3 号：平成 27 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第19 認定第4号：平成27年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第5号：平成27年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第6号：平成27年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第7号：平成27年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第23 報告第3号：健全化判断比率報告書について
- 第24 報告第4号：資金不足比率報告書について
- 第25 報告第5号：平成27年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまから、平成28年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本 安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） みなさん、おはようございます。

平成28年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございます。

東北北海道地方では、大型台風10号の大雨による河川の氾濫や、土砂崩れなどにより大きな被害が発生いたしました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、この夏には感動をいっぱい与えてくれたリオのオリンピックも閉幕し、まもなくパラリンピックが開催される運びとなっています。4年後は、東京オリンピックです。どんな新しい感動にめぐり合えるのか今から期待に胸が膨らむところでございます。

また奈良県立美術館では、「生誕130年富本憲吉あこがれのうぶすな」が現在開催中でございます。本町は、「憲吉の望郷～大和安堵の風土と人々～」と題しまして、連携展示を行っています。作品に見る、富本憲吉が愛した故郷、安堵の風景と人々をテーマに、時代を駆け抜けた郷土の偉人たちの功績

を称え、地方創生の柱に据えようとしているところでございます。多くの皆様に、憲吉が愛したうぶすな安堵を知っていただければありがたいものでございます。

加えまして、去る8月7日の日曜日には、NHKでお馴染みになっております、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を安堵中央公園において開催いたしました。

早朝より、議員の皆様にも御参加をいただき、ありがとうございます。予想を上回る750名の参加を得て大いに盛り上がり、安堵町から全国、世界へと元気をお届けできました。

また、8月21日には第7回のふれあい盆踊り大会が盛大に開催され、行く夏を惜しむがごとく、安堵の夜空を花火で美しく飾ることが出来ました。元氣な安堵を実感したところでもございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございます。

平成28年度補正予算の専決処分などの報告案件が5件。

人事案件、条例制定、改正、平成28年度補正予算などの議案が7件。

一部事務組合に関する議案が2件。平成27年度決算の認定案件が7件の合計21件でございます。引き続き、その概略を申し述べます。

報告第1号は平成28年8月1日より施行される、児童扶養手当施行令の改正に対応するための、専決処分いたしました安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正するための条例でございますが、当施行令の規定を引用している部分を改正するものでございます。

報告第2号は、財政調整基金の満期日に対応するため専決処分いたしました、平成28年度安堵町一般会計補正予算補正第5号の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、安堵町教育委員会教育長、楮山素伸氏が平成28年9月30日をもって任期満了となります。引き続き教育長として同氏を任命する事について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、安堵町教育委員会委員、谷野美保子氏が平成28年9月30日をもって任期満了となります。引き続き教育委員として同氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

引き続き、議案第3号は安堵町人権擁護委員、桑原眞代氏が平成28年12

月 31 日をもって任期満了となります。引き続き人権擁護委員として同氏を推薦することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 4 号は、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは番号法で今まで定めのない事務を今後処理するためには、条例で定める必要があることから、必要な内容を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号は、安堵町介護保険運営協議会設置条例の制定でございます。これは高齢者の保健福祉医療の各分野における基盤を整備するための、介護保険等に関する施策の企画立案や実施について、円滑かつ適正に行われることに資することを目的として制定するものでございます。

次に、議案第 6 号は、「西和衛生試験センター組合の解散について」。地方自治法第 288 条の規定による協議の上、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 7 号は、「西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について」。地方自治法第 289 条の規定による協議の上、同法 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 8 号は、「平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について」でございます。社会保障税番号制度対応システム整備事業に対応するための必要な経費として、平成 28 年 10 月から実施する暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金支援事業にかかる経費として 1 千 5 20 万 9 千円を増額補正するものでございます。

次に、議案第 9 号は「平成 28 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について」でございます。平成 27 年度介護給付費負担金国庫県費等の実績精算で、超過交付となった交付金と不足分の交付金を処理するために、所要の補正をするものでございます。

次に、認定第 1 号、「平成 27 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定」でございます。歳入総額 35 億 7 千 777 万 4 千 919 円、歳出総額 29 億 1 千 214 万 1 千 68 円。差引 6 億 6 千 563 万 4 千 751 円で、このうち 3 千 718 万 2 千円は翌年度への繰越額でございます。

次に、認定第 2 号は、「平成 27 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額 10 億 7 千 288 万 2 千 84

6円、歳出総額11億4千464万214円。差引額、これはマイナスでございますが、7千175万7千368円の赤字でございます。

次に、認定第3号は、「平成27年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額120万6千690円、歳出総額2千694万7千559円で、差引額、マイナスの2千574万869円の赤字でございます。

認定第4号は、「平成27年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入歳出とも、総額2億7千962万1千350円の同額で、差引額0円でございます。

次に、認定第5号「平成27年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額6億1千729万4千27円、歳出総額6億1千714万2千416円。差引額、15万1千611円でございます。

次に、認定第6号「平成27年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額7千585万941円、歳出総額7千578万5千491円。差引額6万5千450円となっております。

次に、認定第7号「平成27年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」でございます。剰余金処分量1千810万円を資本金に組み入れ、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益1億6千923万8千793円。水道事業費用1億6千602万9千884円。差引額320万8千909円の黒字となりました。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1千217万6千631円、資本的支出3千493万5千605円。差引額2千275万8千974円の不足となっております。これについては、減債積立金と過年度分損益勘定留保資金にて、所要の処理を行うものでございます。

報告第3号「平成27年度決算における健全化判断比率報告書」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、平成27年度につきましては、黒字となっておりますので該当いたしません。実質公債比率は2.7%、将来負担比率につきましても該当いたしません。

報告第4号「平成27年度決算における資金不足比率報告書」。これにつきましても同法律に基づき報告するもので、水道事業会計及び下水道事業特別

会計について、いずれも資金不足は無いため、該当いたしません。

報告第5号「平成27年度安堵町土地開発公社決算の報告について」は、収益的収入及び支出につきましては、収入1千256円、支出0円、差引1千256円。これは基金の利息分でございます。資本的収入及び支出につきましては、収入74万13円、支出74万13円、差引額0でございます。

以上、大筋について説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長（森田 瞳） 挨拶が終わりました。

本日の議事はお手元に配付しております、議事日程に従い、進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、7番植田英和議員、8番岡田裕明議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしく願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より15日までの11日間にしたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3「委員長の報告」を行います。

総務産業建設常任委員会の報告を求めます。

8番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田委員長。

（岡田議員 登壇）

8番（岡田裕明） 8番、岡田でございます。総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

総務産業建設常任委員会について、安堵町議会会議規則第38条の規定により、報告をいたします。

平成28年第2回6月の定例会最終日に、『人口減少対策に関することについて』常任委員会に付託されたことを受け、議会閉会中の7月27日に、総務産業建設常任委員会を開催いたしました。

当常任委員会では、「下水道の早期供用開始等について」審議、調査するために、委員5名並びに近藤総務部門理事、堀口事業部門理事及び石橋上下水道課長の出席を求めました。計画地図をもとに担当課長から工事進捗状況などについて説明を受けた後、積極的に質疑を行い、また活発に意見を交わしました。

つきましては、当常任委員会の中間報告をするものです。

下水道の整備率ですが、笠目地区の率は他の地区と比較して低い現状です。富雄川西側の地区は、斑鳩町の下水道本管に接続するため、同町の事情によるところがあります。また、狭隘な道、私道などの問題については、地元区

長との協議も必要となってきます。

なかでも、桃源地区は、安堵町内未整備地区の多くを占めており、整備率の向上を図るためには、同地区の整備を完了しなければならないと考えられます。

したがって、勾配のこともあり、本管への接続は容易ではない状況ですが、斑鳩町で平成29年度に事業認可の見直しがありますので、その時に、笠目・桃源地区が認可区域に加えられるように、本町の担当課から改めて要望する必要があると思われます。

以上、経過でございます。まだ更に調査を要する事柄ですので、継続調査とすることにて、総務産業建設常任委員長の報告といたします。以上でございます。

(岡田議員 降壇)

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

次に、文教厚生常任委員会の報告を求めます。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田委員長。

(島田議員 登壇)

5番（島田正芳） おはようございます。議席番号5番、島田正芳でございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会での調査内容について、安堵町議会会議規則第38条の規定により、報告をいたします。

文教厚生常任委員会についても、平成28年第2回6月の定例会最終日に、『人口減少対策に関することについて』常任委員会に付託されたことを受け、

7月28日に開催いたしました。

本常任委員会では、「特色ある教育行政等について」を審議、調査するために、委員5名並びに教育長、磯部民生部門理事、住民課長、吉田教育次長及び辰己指導主事の出席を求めました。

まず教育委員会職員から安堵小学校児童及び安堵中学校生徒の学力について、そして住民課長からし尿処理委託業者への補償について、説明を受けた後、積極的に質疑を行い、また活発に意見を交わしました。

つきましては、本常任委員会の中間報告をするものであります。

学力についてですが、平成21年度から平成28年度まで、東日本大震災の影響により中止となった平成23年度を除き、小中学校の全国・県学力状況調査の平均値をもとに、説明がありました。

小学校は4年生または6年生、中学校は1年生または3年生を対象としたもので、本町小学校は、年度により異なりますが、奈良県と全国の平均を下回る傾向であります。また、安堵中学校においては、3年生を対象とした結果ですが、奈良県と全国の平均値と比較してやや低い傾向にあります。

スポーツテストにつきましては、平成22年度から平成27年度まで、こちらも同様に平成23年度を除き、比較データの説明がありました。年度、また種目により様々ですが、小学校、中学校ともに全国平均値を下回る傾向があります。

当委員会において、これらのことを強く受け止め、今後更に、傾向を調査し、対策について検討していきたいと考えております。

次に、町内し尿処理委託業者への補償です。合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）に基づくもので、必要な措置であります。公共下水道への切替え推進とともに関係のある問題です。

この補償をいつまで継続するのか、どのような形で整理するのか、経費を含め、同様な状況の他町での対応方法について調べ、また当委員会としても検討していきたいところであります。

以上、経過でございます。継続調査とすることにして、文教厚生常任委員長への報告といたします。

（島田議員 降壇）

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 次に、日程第4「監査結果の報告」。決算審査の報告を求めます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野委員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 監査委員報告。

お手元の監査委員意見書2冊を御準備ください。

監査委員2名を代表いたしまして、議員選出監査委員、浅野から平成27年度決算審査について報告をします。

まず、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された、平成27年度安堵町一般会計及び特別会歳入歳出決算に関する審査結果を説明します。意見書1ページを開いてください。

審査の対象について。

平成27年度 安堵町一般会計決算

平成27年度 安堵町国民健康保険特別会計決算

平成27年度 安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算

平成27年度 安堵町下水道事業特別会計決算

平成27年度 安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算

平成27年度 安堵町後期高齢者医療特別会計決算

以上の6件です。

審査の期間について。

平成28年7月20日から22日までの3日間

審査の方法について。

審査に付された、平成27年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する各調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、収支は適正であるか、などに主眼を置きました。

また、会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査や例月出納検査の結果を踏まえて、審査を実施しました。

なお、有価証券については、平成28年7月20日に実査し、現物と帳簿の確認をしました。

審査の結果について。

審査に付された各会計の決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で、財務に関する事務処理は、いずれも適正であると認められました。

決算の概要について。

意見書2ページ以降に掲載をいたしました。

基金運用状況について。

平成27年度末現在高合計は、文化振興基金積立金を取り崩したため、前年度に比べて、マイナス879万7千225円となりましたが、各基金とも、その目的や関連事業の趣旨に即して、適切に運用されていると認められました。

今後もその基金の設置目的の趣旨に沿って、将来に向けた確実かつ、計画的な積立てを要望します。

それでは、平成27年度安堵町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査意見を述べさせていただきますが、本意見は、松隈代表監査委員との合議によるものです。

平成27年度も、各部署で財政基盤の健全化に向けた積極的な取り組みがなされた結果、良好と認められました。安堵町第4次総合計画に掲げるまちづくりが着々と進展されているところであり、当年度は地域創生事業として、子育て支援事業、観光振興事業などの充実を図る重点施策に取り組みました。これにより、住民の住みやすさの向上が、更に期待されます。

今後は、住民福祉のための社会保障費や町立学校などの公共施設老朽化に対応するための経費の増大が見込まれ、厳しい財政状況となることが必至であると考えます。各事業の推進にあたっては、常に費用対効果について点検し、実質的・合理的な事業の執行とともに、健全な財政運営にも更に努められることを要望します。

また、平成24年度に、徴収業務の強化を図るため「町税等徴収対策室」が設置されて以来、徴収率は上昇しており、大変良好であると認めます。今後も、税・料負担の公正・公平性の観点から、引き続き、滞納者対策の取り組みに努めていただくとともに、現年分未納予防対策を重視しながら、積極的な徴収を継続推進されることを要望します。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された、平成27年度安堵町水道事業会計決算に関する審査結果を説明します。意見書1ページを開いてください。

審査の対象について。

平成27年度安堵町水道事業会計決算です。

審査の期日について。

平成28年7月22日。

審査の方法について。

審査に付された、決算報告書、決算諸表等について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、事業の経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、などに主眼を置きました。

決算関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、関係職員から説明を聴取するとと

もに、定期監査や例月出納検査の結果を踏まえて審査しました。

審査の結果について。

審査に付された決算報告書、決算諸表等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で、財政状況は適正であると認められました。

決算の概要について。

意見書2ページ以降に掲載したとおりです。

それでは、平成27年度 安堵町水道事業会計決算に関する審査意見を述べます。

平成27年度は、事業収益は減少しましたが、事業費用で修繕費・減価償却費・支払利息等が減少し、更に施設の維持管理にかかる経費節減に努めたことにより、320万8千909円の純利益を計上し、黒字決算となりました。

しかし、給水人口の減少化などにより、今後の事業収益の向上は見込めない状況にあります。また、今後は老朽化した浄水施設の改築、老朽管の敷設替え、耐震構造強化の推進など、水道施設整備事業にかかる多額の投資が必要になると考えられます。

こうした厳しい状況にあって、安全で良質な水道水の供給を継続していくために、自己水から奈良県営水道への移行問題なども含め、中長期的視点に立って、計画的に健全な経営を図ることを要望します。

以上、平成27年度決算審査について、監査意見報告とさせていただきます。

(浅野議員 降壇)

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。本案についての提案の理由を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。住民課堀川です。よろしくお願ひいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について）」説明させていただきます。

本件につきましては、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことにより、当該条例において、助成金支給の所得制限で引用していた部分に、表の改正及び項ずれがあったため、文言整理を行うものでございます。実態といたしましては、所得制限の額が変わるものではございません。なお、児童扶養手当法施行令の施行日が、平成28年8月1日であったことから、当該条例も同日の8月1日施行とするため、平成28年7月29日専決処分とさせていただきます。

それでは改正箇所について、説明させていただきます。

議案書新旧対照表を、お願ひいたします。

第4条第1項第1号におきましては、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表で規定していた額が、同項の表の追加事項があり、同項表の2欄に移動したことによる文言整理でございます。

第4条第1項第2号及び第3号におきましては、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項が、同条の第3項の次に3項が追加されたことにより、同条が第8項となりましたので、項ずれを起こしたことによる文言整理でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町ひとり親家庭等医療費

助成条例の一部を改正する条例について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成28年9月5日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年7月29日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議、御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい、質疑なしと認めます。討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 続いて、日程第6 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について)」を議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) おはようございます。総合政策課、富井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について)」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、33万1千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、31億4千982万円といたします。本補正につきましては、財政調整基金の利率の変動に伴い、利息額が増加したことで、見込みを上回る積立金が生じたので、受け入れ側の基金利息積立に係る財政収入及び、諸支出金を増額補正するものでございます。なお、財政調整基金の定期貯金満期日が、7月25日であるため、利息額が確定した6月22日の専決処分とさせていただきます。それでは、詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。款12諸支出金、項1基金費、目1財政調整基金費におきまして、積立金として、33万1千円の増額補正。この財源といたしまして、1ページ戻っていただき、6ページをお願いいたします。款15財産収入、項1財産運用収入、目1基金運用収入におきまして、33万1千円を充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて(平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成28年9月5日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 次に、専決処分書を朗読いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分する。

平成28年6月22日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,149,820千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月22日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正。歳入の部。

款15財産収入、項1財産運用収入、補正前の額2,430千円、補正額331千円、計2,761千円。

歳入合計、補正前の額 3, 1 4 9, 4 8 9 千円、補正額 3 3 1 千円、計 3, 1 4 9, 8 2 0 千円。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出の部。款 1 2 諸支出金、項 1 基金費、補正前の額 2, 5 6 4 千円、補正額 3 3 1 千円、計 2, 8 9 5 千円。

歳出合計、補正前の額 3, 1 4 9, 4 8 9 千円、補正額 3 3 1 千円、計 3, 1 4 9, 8 2 0 千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。以上でございます。御審議、御可決、よろしくをお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長 (森田 瞳) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 質疑なしと認めます。討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第 2 号を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 (森田 瞳) 日程第 7 議案第 1 号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本会場に、教育長、楮山教育長がおいででございます。恐れ入りますが、退席願いますことに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。教育長、ちょっと退出して下さい。

(楮山教育長 退出)

議長(森田 瞳) 本案、提出者の説明を求めます。

総務部門理事(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤課長。はい、近藤理事。失礼いたしました。

(近藤総務部門理事 登壇)

総務部門理事(近藤善敬) おはようございます。近藤でございます。それでは、議案第1号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

平成27年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長が設置されました。新教育長は首長が議会の同意を得て直接任命を行うこととなり、任期も3年に定められました。現在の教育長、楮山素伸氏は、平成28年9月30日をもって任期が満了することから、引き続き、本町教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第1号

安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 奈良市白毫寺町75番地の8

氏名 楮山 素伸

昭和25年3月28日生（66歳）

総務部門理事（近藤善敬） 以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

（近藤総務部門理事 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本件は人事案件でございます。討論を省略して採決いたします。

これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方は御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 賛成多数です。お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
楮山教育長を呼んでください。

(楮山教育長 入場)

議長（森田 瞳） 楮山教育長に申し上げます。

ただいま「安堵町教育委員会教育長の任命につきまして同意を求めること
につき」議題となっております。

議員多数賛成、承認でございました。

御報告を申し上げます。

楮山教育長、御挨拶をお願いいたします。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

(楮山教育長 登壇)

教育長（楮山素伸） おはようございます。教育長の楮山でございます。一言、御挨拶
を申し上げます。

先ほどは、私の同意案件に御賛同をいただきまして、誠にありがとうございます
です。法律の改正に伴い、新しい教育委員会制度の下での再度の教育長とい
う重責を担わせていただくことに、身が引き締まる思いでございます。

教育を巡る環境の変化は激しいものがありますが、安堵町のかげがえない
子ども達一人ひとりに、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を養い、国際
化の進む時代に活躍できる人材を育てていきたいと考えております。

また、町部局と緊密な連携の下、社会教育など教育行政全般に渡り、思いを
新たに安堵町発展のため、精一杯努力していきたいと思っております。今後

とも各議員の皆様におかれましても、御指導、御支援を賜りますことを、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

(楮山教育長 降壇)

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部門理事（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤理事、総務理事。

(近藤総務部門理事 登壇)

総務部門理事（近藤善敬） それでは、議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

安堵町教育委員谷野美保子氏は、平成28年9月30日をもって4年の任期が満了いたします。谷野氏については、だいどう幼稚園母の会会長や安堵中学校のPTA本部役員など、児童生徒の保護者として長年積極的に学校教育に参画し、学校教育の推進に御尽力いただきました。現在も高校3年生の保護者として、積極的に教育委員を担っていただいていることから、引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎590番地

氏名 谷野 美保子

昭和40年9月14日生（50歳）

総務部門理事（近藤善敬） 以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

（近藤総務部門理事 降壇）

議長（森田 瞳） あの、近藤総務理事、教育委員の任期は何年？

総務部門理事（近藤善敬） 4年です。

議長（森田 瞳） この方は4年ですか？

総務部門理事（近藤善敬） 4年です。

議長（森田 瞳） 今まで通りで？

総務部門理事（近藤善敬） 今までどおりです。

議長（森田 瞳） わかりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

本件は人事案件でございます。討論を省略いたします。

採決します。

これより議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 全員です。お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま、10時50分です。

10分休憩いたします。暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時50分）

再 開（午前11時00分）

議長（森田 瞳） 再開いたします。

続いて、日程第9 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについて」を議題とします。

本案についての提案の理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明申し上げます。

現在、安堵町の人権擁護委員は3名おられますが、そのうちの桑原真代氏におかれましては、平成28年9月30日をもって3年の任期満了を迎えられるところですが、法務省の委嘱発令の取り扱いの変更を受け、1月1日に発令されることから、12月31日まで任期が延長されます。桑原氏は、人権擁護について深く理解し、奈良県人権擁護連合会においては、男女共同参画委員として専門的な活動を熱心に展開されております。また、安堵町、斑鳩町の第5部会におきましても、積極的に活動を行っていただいておりますことから、引き続き、安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく思っております。

任期は平成28年12月31日まで、3ヶ月延長されますが、法務省での手続き等に相応の日数がかかることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、今議会において意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を安堵町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会

の意見を求める。

平成28年9月5日報告

安堵町長 西本 安博

記

住所 奈良県生駒郡安堵町大字西安堵34番地の23

氏名 桑原 眞代

昭和18年2月13日生（73歳）

総務課長（近藤善敬） 以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

（近藤総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。本件は人事案件でございます。

討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって議案第3号は原案のとおり、同意されました。

議案第3号は、町に「適任」であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第4号「安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、議案第4号「安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

本条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、所謂「番号法」に基づき、平成27年12月議会において制定されたところでございます。今回、主務省令の改正により、情報連携の対象となります、独自利用事務が拡大されました。本町が行う、特定個人情報を取り扱う事務で、個人番号の利用範囲が追加される事務として、不妊治療費の補助に関する事務と、保育所、保育料の減免、免除に関する事務の2点が追加されますが、そのうちの不妊治療費の補助に関する事務が該当いたします。

議案書、後ろの方、新旧対照表の4ページを御覧ください。

別表第1の下段あたり。下線を引いているところでございます。

安堵町が行う不妊治療費の補助に関する事務があります。「安堵町一般不妊

治療費の補助金交付による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務」を追加いたします。

6 ページ、別表第 2 の事務欄に、「安堵町一般不妊治療費助成金交付による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務」を、また、特定個人情報欄に利用する、特定個人情報として「地方税関係情報」を追加するものでございます。

加えて、住民基本台帳法が、住民に関する事務処理の基礎とされ、特段の法令や条例の規定がなくても、住民票に係る情報をその事務処理に利用できるのは当然と返されることから、個人番号利用事務の処理においても、住民基本台帳から個人情報取得して利用することが出来ると考えられています。

このことから、別表第 2 に規定されております、「住民票関係情報」を明記する必要が無くなり、これを削除いたします。合わせて、住民票関係情報のみを利用する、「安堵町食の自立支援事業による職の自立支援サービスの支給に関する事務と、安堵町高齢者生活支援事業による訪問利用サービス、寝具洗濯乾燥等サービス、生活管理指導短期宿泊事業及び軽度生活援助事業に関する事務」を削除するものです。

新旧対照表 5 ページ、別表第 2 でございます。改正前の条文の中段、「安堵町食の自立支援事業による食の自立支援サービスの支給に関する事務」と、「住民票関係情報」を削除いたします。

次の「安堵町ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業による緊急通報装置の貸与に関する事務」の、特定個人情報欄の「住民票関係情報」を削除いたします。

次に、最下欄。「安堵町高齢者生活支援事業による訪問利用サービス、寝具洗濯乾燥等サービス、生活管理指導短期宿泊事業及び軽度生活援助事業に関する事務」と「住民票関係情報」を削除。

6 ページ、次のページでございます。「安堵町定住促進に係る住宅取得に関する固定資産税の課税免除に関する条例による課税免除の審査に関する事務」の特定個人情報欄であります。「住民票関係情報」を削除するものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとなります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例について

安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長(近藤善敬) 本文等につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、
割愛させていただきます。御審議いただきまして、御可決いただきますよう
よろしくお願いいたします。

(近藤総務課長 降壇)

議長(森田 瞳) お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第4号については、安堵町議会会議規則
第36条第1項の規定により、条例の一部を改正することに伴い、総務産業
建設常任委員会に付託したいと考えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、本件については総務産業建設常任委員会に付託することに決定い
たしました。

議長（森田 瞳） 日程第 1 1 議案第 5 号「安堵町介護保険運営協議会設置条例の
制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。健康福祉課、磯部でございます。よろ
しくお願いいたします。

それでは、議案第 5 号「安堵町介護保険運営協議会設置条例の制定について」
を御説明させていただきます。

平成 2 7 年度に介護保険法改正により、平成 3 0 年までに認知症初期集中
支援チームを市町村に設置することが義務付けられました。上記チームの設
置や運営上の検討、及び地域包括支援センターの運営、介護保険事業計画の
策定なども同協議会で一体化し、審議を諮るため制定するものでございます。
これに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
中、別表を一部改正させていただきます。

それでは議案書をお願いいたします。

議案第 5 号

安堵町介護保険運営協議会設置条例の制定について

安堵町介護保険運営協議会設置条例を別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（磯部あさみ） 次のページ、条例の内容といたしまして、安堵町介護

保険運営協議会設置条例設置といたしまして、第1条、高齢者の保険、福祉、医療の各分野における基盤を整備すべく、介護保険等に関する施策の企画立案や実施について、円滑かつ適正に行われることに資するために、安堵町介護保険運営協議会を設置いたします。

所掌事務といたしまして、第2条、第1号で高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、または変更に関する事項。第2号で地域包括支援センターの運営、設置等に関する事項、第3号で地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関する事項。第4号で認知症初期集中支援チームの設置、運営及び検討等に関する事項。第5号で、第1号から第4号までに掲げるもののほか、介護保険等に係る施策に関する重要事項、その他、町長が必要であると認める事項でございます。その他、次条からは運営協議会設置に必要な事項を定めております。

また、これに伴いまして、3ページお願いいたします。の、附則第2項におきまして、特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年安堵村条例第1号）の一部を改正いたしまして、別表中の、4ページをお願いいたします。27番目で、介護保険運営協議会委員、月額7千800円を追加させていただきます。

施行日は、公布の日からでございます。以上でございます。

よろしく、御審議、御可決お願い申し上げます。

（磯部健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、設置条例の制定でございます。このことによりまして、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本件については文教厚生常任委員会に付託したいと思います。
決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第12 議案第6号「西和衛生試験センター組合の解散について」から、日程第13 議案第7号「西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について」までの2議案を一括議題といたします。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。それでは、議案第6号並びに議案第7号を説明させていただきたいと思います。

議案第6号「西和衛生試験センター組合の解散について」。本件につきましては、西和衛生試験センターの施設の耐震工事に掛かる経費、検査機器の老朽化に伴う機器更新費用、メンテナンス費用等が高額となることから、費用対効果を鑑み、一部事務組合の解散が平成26年度より議論されてまいりました。一部事務組合議会において、平成29年3月31日をもって解散することとなりましたので、地方自治法第288条の規定に基づき、構成町との協議の上、定めることについて同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

西和衛生試験センター組合の解散について

西和衛生試験センター組合の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、別紙のとおり構成町と協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページお願いいたします。

西和衛生試験センター組合の解散に関する協議書

西和衛生試験センター組合の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

平成29年3月31日をもって西和衛生試験センター組合は解散する。

住民課長（堀川雅央） 日付の方は、今のところ空白にさせていただきます。

続きまして、議案第7号について説明させていただきます。

議案第7号「西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について」説明させていただきます。

本件につきましては、西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、別紙のとおり、構成町と協議の上、定めることについて同法第290条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

協議書の内容といたしましては、議案書の方の1ページをお願いいたします。

第1条ではこの協議の目的、第2条では財産及び処分の方法、第3条では処分の年月日。

次のページをお願いいたします。第4条では、この協議書に定める事項について疑義が生じた場合の措置について規定させていただいております。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第7号

西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について

西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定に基づき、別紙のとおり構成町と協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長(堀川雅央) 次のページの協定書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくをお願いいたします。

(堀川住民課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、一括、失礼いたしました。総括質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) これより一括討論を行います。
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。ちょっと、堀川課長、お聞きしたいんですけどね、今まで西和衛生試験センターの組合ということで、安堵町においては特に、水道用水の検査等が実施されておりました。このことについて解散されるのはこんで結構なんですけども、今後どのような方向でそのような業務を行われるのかということ1点と、この解散に伴う財産処分について安堵町は按分率は7.78%となっております。この按分はどのような按分の方法によって、按分率を定められたのか、ちょっとその辺2点についてお答えください。よろしいですか。

住民課長(堀川雅央) はい。

議長(森田 瞳) どうぞ。

住民課長(堀川雅央) 失礼します。第1点目の御質問でございますけども、解散に伴って今まで処理してきた部分をどうするかということでございますけども、当町で西和衛生試験センターに発注していた部分の大半が、上水の部分でございます。それ以外に、当課で実施しておりましたダイオキシン検査と、あと河川水の部分でございます。それと、教育委員会で実施しておりましたプール水等がございますけども、これにつきましては、水道水に関しましては県が、西和以外の市町村で構成している一部事務組合がございますので、そちらの方に加入するということでございます。それ以外の部分に関しましては、今のところ西和衛生試験センターで、一括で見積りを取っていただいて、西和衛生試験センターに加入していた7町の検体数等により、今年度の残りの期間につきましては、そちらの方で対応するということで、単価契約を今

のところ考えております。

それと、29年度以降に関しましては、各町村ごとに対応するという事になっております。

第2問目の質問でございますけれども、按分でございますけれども、按分につきましては、過去10年間にうちが西和衛生試験センターに負担金として支払ってきた部分がございます。で、その按分率を過去10年間の平均値を取らせていただいて7.78%となっております。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。ありがとうございます。水道課長、その辺のことは周知しておられるの？どうぞ。

上下水道課長（石橋史生） 上下水道課の石橋です。よろしくお願いたします。自席から失礼いたします。水道水の水質検査につきましては、西和7町で協議しまして、現在御所浄水場内にあります、奈良広域水質検査センターに業務を29年の4月から委託するという方向で、今検討しております。また、議会の議決が必要となりますので、次期12月議会に上程させていただきたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございます。この件、他に皆さん方、討論ございませんか。

はい。討論なしと認めます。

これより議案第6号「西和衛生試験センター組合の解散について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 全員です。お座りください。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号「西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 全員です。お座りください。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第8号「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、議案第8号「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1千520万9千円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ、31億6千502万9千円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、社会保障税番号制度への対応として、各業務の情報連携の情報ネットワークシステムでの、総合運用テスト等に係る必要経費を増額するものでございます。

二つ目といたしましては、平成26年4月からの消費税増税に伴う、低所得

者への負担の影響を緩和する目的の、臨時福祉給付金制度が本年も実施されることに伴う事務費及び給付に掛かる必要経費を増額するものでございます。

それでは、補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出について、でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費におきまして、社会保障税番号制度システム整備及び総合運用テスト等業務委託として、263万円の増額補正で、国より補助され、残りを自己資金で充当させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目16臨時福祉給付金費におきまして、臨時福祉給付金を含む事務的経費として、1千257万9千円の増額補正で、国庫100%補助でございます。

1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入について、でございます。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金におきまして、臨時福祉給付金として1千257万9千円の増額補正でございます。

同款、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金におきまして、社会保障税番号制度システム整備費補助金、厚生労働省分として69万9千円の増額補正でございます。

同款、同項、目5総務費国庫補助金におきまして、社会保障税番号制度整備補助金総務処分として、150万円の増額補正でございます。

次に、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、繰越金として43万1千円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第8号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり提出する。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第8号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,165,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正。

歳入の部。款13国庫支出金、項1国庫負担金、補正前の額144,845千円、補正額12,579千円、計157,424千円。同款、項2国庫補助金、補正前の額83,902千円、補正額2,199千円、計86,101千円。款17繰越金、項1繰越金、補正前の額124,193千円、補正額431千円、計124,624千円。

歳入合計、補正前の額3,149,820千円、補正額15,209千円、

計3,165,029千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。款2総務費、項1総務管理費、補正前の額503,210千円、補正額2,630千円、計505,840千円。款3民生費、項1社会福祉費、補正前の額549,568千円、補正額12,579千円、計562,147千円。

歳出合計、補正前の額3,149,820千円、補正額15,209千円、計3,165,029千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御可決のほど、よろしくお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第9号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。それでは、議案第9号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を御説明させていただきます。

平成27年度に概算交付を受けておりました、地域支援事業支援交付金について実績に基づいて精算しましたところ、15万6千672円の超過交付が生じ、平成28年度で返還するため、増額補正でございます。

また、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金における、国庫負担金県負担金支払基金交付金については、実績精算で追加交付を受けましたので、歳入での財源更正をいたします。これにより、歳入歳出それぞれ、15万7千円を増額補正し、歳入歳出総額6億6千775万7千円となります。詳細につきましては、補正予算書8ページ、歳出でございます。8ページ、一番最後のページでございます。

返還金の補正につきましては、款4、一番下欄でございます、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金で、15万7千円を計上いたしました。これに係る財源といたしまして、戻っていただいて、すみません、6ページの一番上でございます。歳入で、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で、平成28年度の介護保険料6千円を、それから7ページの一番下の、下欄、一番下でございます。款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金で平成27年度決算の剰余金15万1千円を充当いたします。

追加交付金につきましては、6 ページ、款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、追加される交付金に充てることにより、205 万 6 千円を減額いたします。補正額に、マイナス 205 万円とあるのは、先ほどの返還金の 6 千円が増額で入っておりますので相殺しております。その財源更正の組換えとして、款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金で、追加交付金 26 万 4 千円を、同款、項 2 国庫補助金、目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で追加交付金 4 千円を。

7 ページでございます。款 3 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金で、追加交付金 153 万 4 千円を。款 4 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金で、追加交付金 25 万 2 千円を。同款、項 2 県補助金、目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で追加交付金 2 千円が追加されますので、財源更正いたしました。

8 ページ、歳出について、最後のページ、8 ページをお願いいたします。追加交付金の充当先でございますので、金額に変更はございません。それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 9 号

平成 28 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度安堵町介護保険特別会計（保健事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（磯部あさみ） 続きまして、補正予算書の 1 ページお願いいたします。

議案第9号

平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第2号）

平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ667,757千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（磯部あさみ） 続きます、2ページ。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。先ほどの、歳入歳出、そして一番冒頭に、節までの御説明いただきましたので、省略していただいて結構です。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい。

議長（森田 瞳） お願いします。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい。そしたら、ただいま議長からありましたので、次ページから割愛させていただきます。よろしく、御審議、御可決お願い申し上げます。以上でございます。

（磯部健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。これより議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 全員です。お座りください。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第16 認定第1号「平成27年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第17 認定第2号「平成27年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第18 認定第3号「平成27年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第19 認定第4号「平成27年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第20 認定第5号「平成27年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」。

日程第21 認定第6号「平成27年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第22 認定第7号「平成27年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

以上、一般会計決算・特別会計決算及び水道事業会計決算の7議案については、それぞれ関連がありますので、一括議題といたします。

ただいま議題といたしました7議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、認定第1号から第7号、平成27年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算、及び、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、御説明させていただきます。

平成27年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖後、決算処理を行い、7月20日から22日の3日間の監査委員による決算審査を得まして、本9月議会定例会において、認定をお願いすべく、上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第7号までの議案書を朗読いたします。

認定第1号～第6号

平成27年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成27年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

- 1 平成27年度安堵町歳入歳出決算の認定について
認定第1号 一般会計歳入歳出決算
認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第3号 住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算
認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

- 2 平成27年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書

- 3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書

- 4 主要な施策の成果

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 決算書1ページをお願いいたします。

下段でございます。

意見書

地方自治法第233条第1項の規定により、平成27年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理より提出されたので、審査した結果、地方自治法その他関係法規に背戻したる点を認めず、尚本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、確実なるものと信じます。よって、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付したるところ、別紙審査意見がありました。よって、認定せられんこ

とを望みます。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 2ページをお願いいたします。

平成27年度 安堵町会計別決算総括表でございます。

各会計別決算額のみ朗読させていただきます。

一般会計、決算額。

歳入3,577,774,919円。歳出2,912,140,168円。

歳入歳出差引残高665,634,751円。

うちカッコ内、37,182,000円は繰越明許費繰越額、628,452,751円を翌年度へ繰越いたします。

国民健康保険特別会計、決算額。

歳入1,072,882,846円。歳出1,144,640,214円。

歳入歳出差引残高マイナス71,757,368円は、翌年度繰上充用金をもって充てんいたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、決算額。

歳入1,206,690円。歳出26,947,559円。

歳入歳出差引残高マイナス25,740,869円は、翌年度繰上充用金をもって充てんいたしました。

下水道事業特別会計、決算額。

歳入279,621,350円。歳出279,621,350円。

歳入歳出差引残高0円。

介護事業特別会計、決算額。

歳入617,294,027円。歳出617,142,416円。

歳入歳出差引額151,611円は、翌年度へ繰越いたします。

後期高齢者医療特別会計、決算額。

歳入75,850,941円。歳出75,785,491円。

歳入歳出差引残高65,450円は、翌年度へ繰越いたします。

総合計。

歳入 5,624,630,773 円。歳出 5,056,277,198 円。

歳入歳出差引残高 568,353,575 円。

うちカッコ内、37,182,000 円は繰越明許費繰越額、次の 531,171,575 円を翌年度へ繰越いたします。

総合政策課長（富井文枝） 会計別総括表は以上でございます。

次に、認定第 7 号「平成 27 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」御説明させていただきます。

地方公営企業法に基づき、剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、決算書の 7 ページを御覧ください。

平成 27 年度安堵町水道事業剰余金処分計算書（案）の左側、補てん財源として使用した減債積立金相当額、1 千 8 1 0 万円を資本金に組み入れるものでございます。

まず、この剰余金の処分の御審議を御可決いただき、その後、平成 27 年度安堵町水道事業会計決算の認定について、御審議、御承認いただくよう、お願いいたします。

続きまして、平成 27 年度安堵町水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度安堵町水道事業会計決算を別紙、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第 7 号

平成 27 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度安堵町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分

計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成27年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、認定を求める。

平成28年9月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 決算書12ページ、平成27年度安堵町水道事業報告書中段の経理状況を朗読いたします。12ページをお開きください。

収益的収支については、収入では営業収益145,279,162円と前年度に比べ2.3%の減となり、給水収益(水道料金収入)につきましては、138,315,998円で、その他営業収益を合わせた事業収益は169,238,793円であります。

また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で166,029,884円となり、前年度に比べ15,788,590円の減となりました。

以上、収支差し引きいたしますと3,208,909円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金404,013,702円と、地方公営企業会計基準改正によるその他未処分利益剰余金変動額18,100,000円を加えますと、425,322,611円の利益剰余金となりました。

資本的収支については、収入が工事負担金、繰入金の12,176,631円に対し、支出は建設改良費、償還金等で合計34,935,605円となりました。

総合政策課長(富井文枝) 以上、平成27年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算の状況でございます。御審議の上、認定賜りますように、よろしくお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、認定第1号から認定第7号までの7議案について、総括質疑に入ります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

認定第1号から、認定第6号までの各会計決算、及び認定第7号水道事業会計決算を合わせた7議案を、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号「平成27年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「平成27年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの7議案については、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただ今から、設置されました一般会計決算審査及び特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 (11時55分)

再 開 (12時00分)

(事務局による付託表の配布)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。ちょっとお待ちください。

すみません。それでは先ほどの、一般会計決算審査特別委員会及び特別会計

等決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会委員長に、1番増井議員、副委員長に、8番岡田議員、特別会計等決算審査特別委員会委員長に、9番田中議員、副委員長に、10番福井議員。以上、よろしく願いいたします。

事務局から、特別委員会名簿を配付いたします。

(事務局による特別委員会名簿の配付)

議長（森田 瞳） 次、日程第23 報告第3号「健全化判断比率報告書について」、
日程第24 報告第4号「資本不足比率について」は、関連事案でございますので一括議題とし、報告を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） それでは、報告第3号「平成27年度財政健全化判断比率報告書について」御説明させていただきます。

本報告書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、御報告し、公表するものでございます。

財政の健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で示すものでございます。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、一つ目の実質赤字比率につきましては、財政規模に対する一般会計等の実質的な赤字の割合を示すもので、平成27年度も黒字であり、比率としては算定されません。

二つ目の連結実質赤字比率につきましては、財政規模に対する一般会計、特

別会計及び公営企業会計を含む、全ての会計合計の実質的な赤字の割合を示すもので、国民健康保険特別会計等で赤字となっておりますが、一般会計及び水道事業会計が黒字であり、赤字を大きく上回っているため、比率としては算定されません。

三つ目の実質公債費比率につきましては、経常的収入のうち、実質的な公債費に充てられた割合を示すものでございますが、平成27年度は2.7%となり、平成26年度の3.3%から0.6ポイントの減で、年々公債費比率は減少傾向で推移しております。

この要因といたしましては、公債費の元利償還金の減少に伴うものでございます。また、参考までに、平成26年度におきましては、奈良県下39市町村中で、実質公債費比率は4番目に低い数値になっており、健全市町村であることが示されております。

四つ目、将来負担比率につきましては、町の経済的収入に対する、地方債残高や退職手当負担額など、一般会計等で現在抱えている借金の割合を示すものでございますが、平成27年度の将来負担比率は、現在抱えている実質的な負債に対し、今後見込まれる収入が上回っているため、比率としては算定されておられません。

最後に、表のカッコ内の数値は、早期健全化基準の数値を表し、平成27年度財政健全化判断比率の4指標は、いずれも基準を下回っており、財政運営が健全であることを御報告いたします。

なお、本年7月22日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

続きまして、報告第4号「平成27年度資金不足比率について」御説明させていただきます。

本報告書につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、御報告し、公表するものでございます。

資金不足比率報告書は、法適用公営企業である水道事業会計及び、法非適用公営企業の下水道事業特別会計の二つの会計の事業規模に対する、資金不足の比率を算定するものでございます。

平成27年度の水道事業会計については、黒字であるため、比率としては算定されません。また、下水道事業特別会計におきましても、赤字でないため、比率としては算定されません。

なお、本年7月22日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

以上、御報告申し上げます。

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

それでは、一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号、報告第4号を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第25 報告第5号「平成27年度安堵町土地開発公社決算の報告について」の報告を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します。それでは、報告第5号「平成27年度安堵町土地開発公社決算の報告について」の御説明を申し上げます。

決算書、第3ページを御覧ください。平成27年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。このページの中段、庶務関係を御覧ください。平成27年5月22日に、平成26年度収支につきまして監査が行われました。

次に平成27年6月2日に、定例理事会を開催し、平成26年度決算について報告がなされました。

次に平成28年2月9日に、定例理事会を開催し、平成28年度事業計画及び予算案について審議され、承認されました。

次に、4ページを御覧ください。平成27年度公有地の先行取得、平成27年度保有地の売却事業共に、実績はございませんでした。

次に、5ページでございます。平成27年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。まずは収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして、第2款事業外収益、第1項受取利息でございますが、当初予算3千円に対し、決算額1千256円でございます。

次に支出でございますが、当初より支出予定はございませんでした。

続いて、6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして、第1款資本的収入、第2項利子補給金におきまして、当初予算74万円でございますが、第1款資本的支出、第2項事業外費用におきまして、当初予算74万円に対し、決算額74万13円でございます。

なお、次のページの収支決算事項別明細書等につきましては、今までの説明とも重複することも多くございますので、説明を割愛し、報告書を朗読させていただきます。

報告第5号

平成27年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成27年度安堵町と地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

平成28年9月5日報告

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀口善友） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で、報告第5号を終結します。

議長（森田 瞳） 続いて、「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。理事者側からは、何かございませんか。

ないですか。理事者側、ないようでございます。

以上で、本日の予定いたしました日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月15日午前10時開会でございます。本日は、これで散会いたします。

御苦労さんでした。

散会

午後0時10分
